

意見書案第7号

成人ぜん息患者医療費助成制度への経費助成を求める意見書

川崎市においては、平成19年1月から、ぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした成人ぜん息患者医療費助成制度を実施している。本制度は、成人ぜん息患者の医療費の一部を助成する制度であるが、その財源は、全額市の負担となっている。

一方、隣接する東京都においても、都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が平成20年8月に創設された。この制度は、平成19年8月に和解が成立した東京大気汚染公害訴訟を契機に創設されたものであるが、その財源には、大気汚染の原因者である事業者からの拠出金及び国の出資金により構成される公害健康被害予防基金から、予防事業費として60億円もの助成金が拠出されている。

また、国は、平成20年度からの新たな事業として、従来の公害健康被害予防事業に加え、ぜん息患者の増悪予防や健康回復を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設した。本市が実施する成人ぜん息患者医療費助成制度は、当該事業と目的を同じくする重要な支援策であることから、国に当該事業として認定し、事業経費を助成対象とするよう要請を行っているところであるが、いまだ前進がない状況である。

これらの状況は、国の自治体支援における公平性の観点から、是正が求められるものと考える。

よって、国におかれでは、本市成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、ぜん息患者の医療費の負担軽減に係る事業経費の助成について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣　　あて
財務大臣
厚生労働大臣
環境大臣

意見書案第8号

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国には、B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者が合わせて300万人以上存在すると推計されている。ウイルス性肝炎は、感染時の自覚症状がほとんどないため、本人が気付かないうちに症状が進行し、慢性肝炎から肝硬変や肝がんへと移行するおそれのある大変深刻な病気である。現在、年間約3万5千人を数える肝がんによる死者は、その約9割がB型及びC型肝炎ウイルスが原因とされている。

このような中、平成20年度から、国による新しい肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」が開始された。この計画は、ウイルス性肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療に対する医療費助成や肝炎ウイルス検査の促進、診療体制の整備等を施策の柱とし、国と地方自治体が協力して肝炎の総合的な対策を講ずるものである。

しかしながら、これらの計画に基づく施策は、法令根拠がないため継続性が担保されおらず、国内最大の感染症と言われるウイルス性肝炎を克服するには依然として十分ではない。

よって、国におかれでは、すべてのウイルス性肝炎患者・感染者を救済する総合的かつ長期的な対策を着実に実施するため、肝炎対策に係る基本理念や国、地方自治体等の責務を定めた基本法を早期に制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

昨年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、我が国の動きはまだ活発とは言い難く、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量についても削減傾向となったとは言えない。一方、世界各地で気候変動による悪影響が顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球環境を引き継ぐことはできず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にある。

本年12月には、京都議定書に続く気候変動に関する新たな枠組みを議論する気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）が開催される予定となっており、気候の安定化に向けて、世界各国と協調した温暖化防止対策を実践することが重要である。将来にわたる地球環境の保全に向け、我が国が確実に低炭素社会を構築するためには、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書の内容を考慮しつつ、高い水準の温室効果ガス削減の数値目標を掲げ、その目標を達成することができるよう包括的・統合的な政策を導入・策定し、実施していくための法制度の整備が必要である。

よって、国におかれでは、次の事項を踏まえ、気候変動を防ぐことを目的とする温室効果ガス排出削減目標達成の実効性を高めるための法整備として、「気候保護法（仮称）」を制定するよう強く要望するものである。

- 1 世界における日本の責務を果たすべく、高い水準の排出削減の数値目標を定め、低炭素社会を築いていくための包括的かつ統合的な政策を導入・策定すること。
- 2 排出削減の実効性を担保するため、国内における排出量取引制度や地球温暖化対策の推進に当たって必要な税制を導入すること。
- 3 太陽光発電を始めとする幅広い再生可能エネルギーによる電力を対象とした固定価格買取り制度など再生可能エネルギーの導入のインセンティブとなるような制度の拡大を図ること。
- 4 我が国に蓄積されている高度な環境技術・省エネルギー技術を活用し、発展させるとともに、温暖化対策に積極的に取り組む中小企業その他事業者に対する支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

経済産業大臣

環境大臣